

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（案）」（農薬等（イミダクロプリド等5品目）の残留基準の改正）について（概要）

令和8年8月20日
消費者庁食品衛生基準審査課

1. 改正の趣旨

- 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、内閣総理大臣は、食品衛生基準審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品の製造等の方法の基準又は成分の規格（以下「規格基準」という。）を定めることができ、同条第2項の規定により、規格基準に合わなければ製造等を行ってはならないこととされている。
- さらに、同条第3項において、農薬等（農薬、飼料添加物及び動物用医薬品をいう。以下同じ。）が人の健康を損なうおそれのない量（0.01ppm（一律基準））を超えて残留する食品は、製造等を行ってはならないこととされているが、食品ごとに許容される残留量の限度（以下「残留基準」という。）について規格基準が定められたものについては、この限りではないとされている。
- 規格基準は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において示されている。
- 今般、食品中に含有される農薬等の国際基準や国内外での使用状況等を考慮し、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価が行われ、それを踏まえ、残留基準について所要の改正を行う。
なお、今般の改正案は、農薬等により人の健康を損なうおそれのないよう規格基準を定めるものであり、また、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会の審議（令和8年5月19日）において了承されている。

2. 改正の概要

- 以下の農薬等の残留基準を別紙のように改正する（第1のAの項6及び7関係）。
 - (1)農薬及び動物用医薬品イミダクロプリド (2)農薬クロロタロニル
 - (3)農薬トルフェンピラド (4)農薬ピリフルキナゾン
 - (5)農薬ボスカリド

3. 根拠条項

- 法第13条第1項

4. 施行期日等

- 告示日：令和8年12月中旬（予定）
- 施行期日：告示日（ただし、基準値を引き下げる品目等については、告示の日から起算して1年を経過した日から施行する。）